

# “みらい”の利用応募要項

3年生の皆さんへ 次がみらいを利用する条件ですのでよく読んでください。

- 利用日の入退室は自由ですが、期間中に5日以上利用し、1日の実自習時間として最低90分は在席すること。
- 自習時間中は室内での他利用者の勉強の妨げになる**私語の禁止を守れること**。  
また、他の利用者の学習の妨げとなる行為が認められた場合は利用を中止します。
- スマートフォン、タブレットやノートPCも持ち込んで構いませんが、自習に関係ない使用をしている場合は即時使用を禁止し退出してもらいます。
- **保護者の方が“みらい”へ行くことに同意してくれていること**。（緊急連絡先として保護者の連絡先を開示願います。）
- 食事の献立は当日までのお楽しみです。  
**個人の嗜好（好き嫌い）、食品アレルギーには基本対応できません。**

羽村第三中学生および保護者の皆様へ

社会福祉法人亀鶴会 理事長 大塚英雄

“みらい”は特別養護老人ホーム神明園の母体である社会福祉法人亀鶴会が行う地域公益事業の一環です。利用にあたり下記の事項及び本書の内容をご承諾いただいたものとします。

- ①利用者本人の学習補助が目的です。定期考査の成績向上を保証するものではありません。
- ②応募に関して一部個人情報を提供していただきます。いただいた情報は神明園から第三者（特別講師・ボランティアを含む）に提供することはいたしません。
- ③各種感染症予防について学校に準じた指導を行います。ただし、利用日に発熱を検知した場合は利用を中止します。他各種感染症罹患を疑う症状のある場合も同様です。
- ④他利用者の学習の妨げになるような行為には注意を行います。改善されない場合は職員判断で利用を中止していただきます。
- ⑤自由に飲める緑茶と麦茶の用意があります。また給湯も用意があります。飲料やおやつなど食品の持ち込み制限はしませんが、自習机でおやつなどを食べる、人にあげたり交換したりは禁止します。
- ⑥持ち込んだ食品等のゴミは持ち帰りをお願いします。
- ⑦英語講座は講師のボランティア活動ですので講師の主宰する学習教室への誘導（営業活動に準じる行為）を行うことはありません。講師の指導に興味を持たれた場合は個人的に連絡を取ってください。
- ⑧利用にあたっては本要項の内容を利用者本人と保護者でよく確認してご納得のうえお申し込みください。

---

“みらい”の登録応募から利用開始までのながれ

【Step1】 この記載内容をよく読んで、利用の条件等を確認する。「利用したい！」  
と思ったらstep2へ

【Step2】 利用登録申請書に必要事項を記入のうえ神明園の事務所に提出。  
応募は受け付け開始から先着順にて定員上限6名で締め切り。

【Step3】 あとはオープン予定にあわせて自由に利用開始。